

宮崎県立延岡病院救急搬送車運転等業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、宮崎県立延岡病院（以下「当院」という。）の救急搬送車運転等業務（以下「本業務」という。）に関して定めるもので、関係法令及び本院の諸規則を遵守し、信義誠実をもって本業務を遂行するとともに、安全の確保に十分注意し、当院業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2. 委託期間及び時間

- (1) 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
（原則土曜日、日曜日、休日及び年末年始は除くものとするが、緊急やむを得ず、救急搬送する場合もある。）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分
（ただし、緊急時や搬送先が遠方である等、やむを得ず上記の時間が前後する場合もある。）

3. 業務内容

- (1) 救急搬送の必要が生じた時、当院から搬送先の病院まで当院所有の救急車を運転し、患者を安全かつ速やかに搬送する運転等業務。
- (2) ヘリ等による搬送後の医療機器及び職員等の回収業務。
- (3) 救急搬送の搬送先の範囲は、主に宮崎県内であるが、熊本市、大分市、鹿児島市、福岡市等の県外搬送もある。
- (4) 運転業務以外に、必要に応じて救急車への医療器械等の積み卸しを行う場合もある。
- (5) 救急搬送する際には、救急車に当院の医師または看護師が同乗する。
- (6) 本業務終了後は、運行管理簿に必要事項を記載し当院に提出するものとする。
- (7) 本業務でストレッチャーを使用する場合は、2名体制で依頼することとし、この場合の委託料は倍額とする。
- (8) 本業務終了後、甲の発行する給油券でガソリンを満タン状態にし、車両の清掃を行う。
- (9) その他、当院が本業務に必要なと認めた業務について実施する。

4. 事務処理等

- (1) 救急搬送の際には、当院の必要事項について記載された「救急搬送車運転業務依頼書」（様式1）を受託者に渡し、受託者は帰着後速やかに「救急搬送車運転業務報告書」（様式2）に業務開始時間と業務終了時間等の必要事項を記入し、当院担当者の検査を受けるものとする。その際の業務開始時間は鍵の受け渡しや 運行前点検を考慮し、当院出発予定時刻の20分前とし、業務終了時間は当院公用車用車庫に入庫駐車した時刻（給油や洗車を行った場合は、それらが終了し入庫駐車した時刻）までとする。
なお、緊急な搬送依頼の場合は、当院で鍵を受け取った時間から業務開始時間とする。
- (2) 救急搬送にあたって、ガソリンが不足する場合は、当院から受託者に対して給油券を発行する。また、救急搬送の都合上、有料道路等を走行しなければならない場合は、必要に応じてETCカードを使用するか通行料を前渡する。

5. 業務員の心構え及び業務員に対する苦情対応

- (1) 業務員は、病院という特殊性のある業務であることを認識し、当院の指揮・監督に従い本業務を誠実に遂行すること。

- (2) 業務員は業務時間中常に礼儀正しく、言動に注意し、患者等に対しては親切な態度で接し、適切な対応を行うこと。
- (3) 業務員に対し苦情等が寄せられた場合、受託者にその旨を通知する。
通知を受けた受託者は、直ちに調査し対策を講じるとともに、その内容を当院に報告するものとする。
当院は(3)により対策を講じた後も当該業務員に改善が見られないと判断した場合は、受託者に対し、本業務からの除外を要求するものとする。
要求を受けた受託者は、当該業務員を本業務から除外し、当院に書面により報告するものとする。

6. 本業務中の事故及び責任

事故等が発生した場合は、受託者において事故処理、示談、和解等について対処するものとし、受託者は必要に応じ当院と協議し、誠意を持って行うものとする。

事故処理に当たり、当院の加入する自賠責保険及び任意保険（対人・対物）を超える損害額の場合、双方協議の上、負担すべき割合を決定するものとする。

なお、受託者において賠償保険（ストレッチャー操作時含む）に必ず加入するものとし、その保険証書の写しを提出すること。

7. 業務引継ぎ

受託者は、本業務終了時において、次期受託者が決定したときは、契約期間が終了するまでの当院が必要と認める期間、本業務の遂行に必要な引継ぎを次期受託者に行い、本業務に支障をきたすことがないよう協力すること。なお、引継ぎに要する費用は受託者の負担とする。

8. その他

本仕様書に記載のない事項に関しては、当院及び受託者の協議によりこれを行うこと。